

池田市障害者計画（第6期）

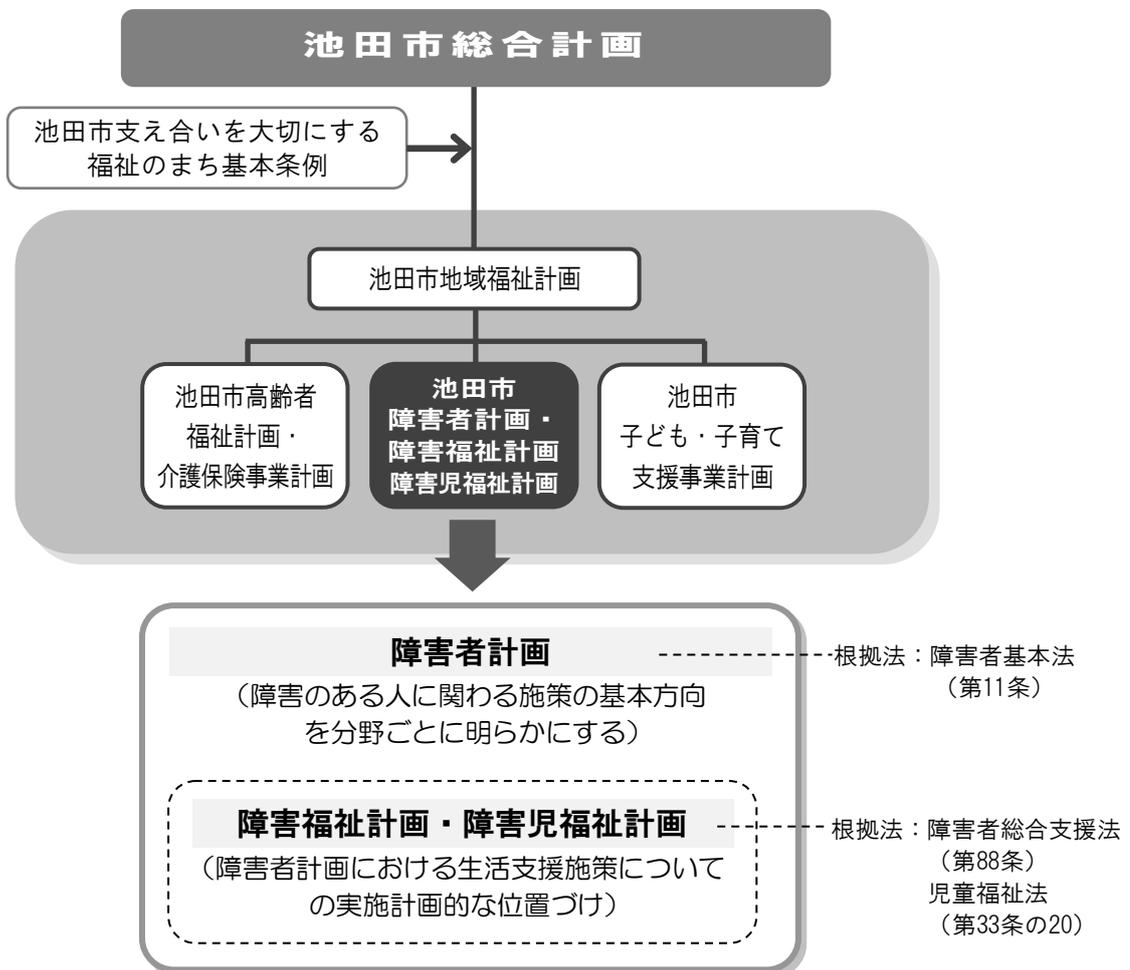
第7期池田市障害福祉計画 第3期池田市障害児福祉計画

（素案の概要）

1 計画について

- 池田市では、幅広い分野の障がい福祉施策の基本的方向性を示す「障害者計画」と、障がいのある人の地域生活の支援体制の整備に係る目標及びその確保策を定める「障害福祉計画・障害児福祉計画」をそれぞれ策定し、障がい福祉施策の推進及び障がい福祉サービス等の充実を図っています。
- 「池田市障害者計画（第6期）」は、障害者基本法に基づく市町村障害者計画で、令和6年度(2024年度)から令和11年度(2029年度)までの6年間を計画期間とします。
- 「第7期池田市障害福祉計画」は、障害者総合支援法に基づく市町村障害福祉計画、「第3期池田市障害児福祉計画」は、児童福祉法に基づく市町村障害児福祉計画で、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの3年間を計画期間とします。

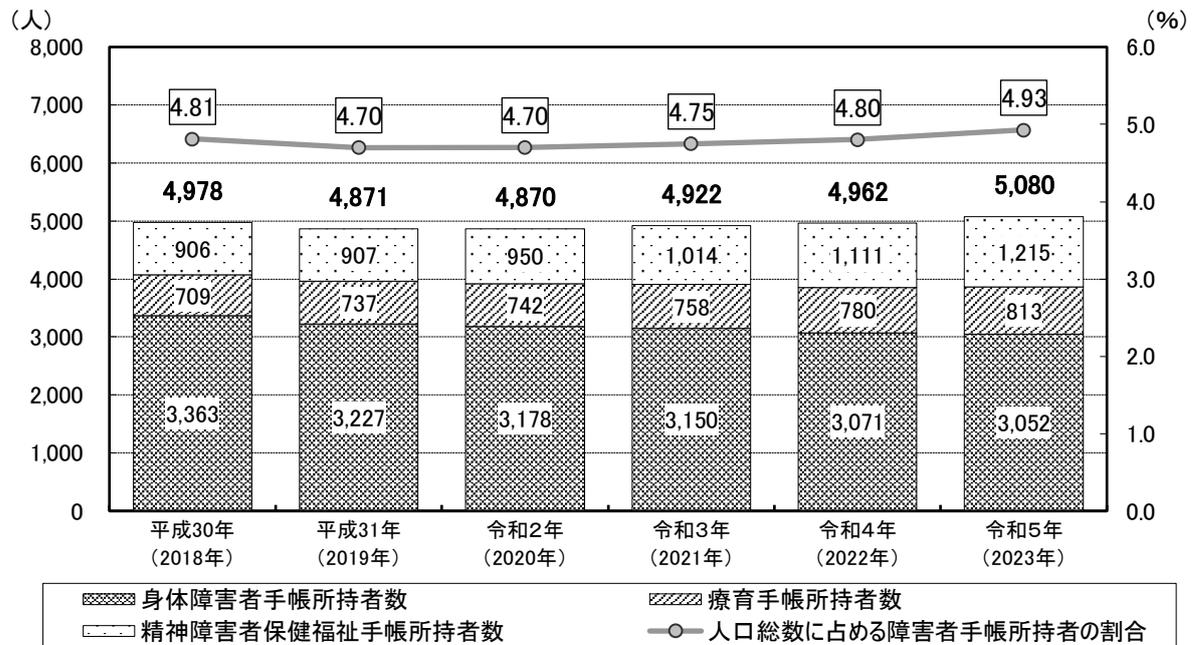
■計画の位置づけ



2 池田市における現状と課題

○障がいのある人のうち、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している人の総数は、令和5年(2023年)3月末現在で5,080人(重複所持者を含む)、人口総数に占める障害者手帳所持者の割合は4.9%となっています。

■各障害者手帳所持者数の推移



※各年3月末現在

○国・大阪府・社会の動向、本市における状況、市民の意識等から本計画における課題については、次のような内容が考えられます。

- ・重度障がいのある人の利用にも対応した訪問系サービスや日中活動系サービス、短期入所、共同生活援助(グループホーム)など、日中・夜間それぞれの生活支援体制を充実し、地域の受け皿づくりをより一層進めていくことが必要です。
- ・一般事業所等への理解促進等を通じて多様な働き方ができる仕事づくりを進めるとともに、一般就労した障害のある人の就労後の職場でのサポートや評価、職場とのミスマッチの解消などを図り、就労定着、離職の防止に取り組むことが必要です。従来からの課題である就労継続支援(B型)の工賃向上に向けた一層の取組が必要です。
- ・就学前施設や小・中学校における特別な配慮や支援を要する児童生徒、児童発達支援、放課後等デイサービスなどの障害児通所支援を利用する児童が増加しています。また、重症心身障がい児や医療的ケア児など、障がいの重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化や重層的な支援体制の整備が必要です。

3 障害者計画

基本理念『一人ひとりの人格と個性を尊重した 共に生きる地域社会づくり』

目標像1 互いに尊重し合い、支え合うまち

すべての市民が人権を尊重し、差別や偏見を取り除いて互いに理解を深めながら、ともに支え合い、助けあえる社会づくりを進めます。

また、地域における支え合い、助け合いの活動にだれもが気軽に参加でき、地域における交流の輪や見守りが広がるよう働きかけます。

目標像2 安心して暮らせるまち

だれもが家庭や地域社会の中で安心して暮らし、自立した生活を送ることができるよう、ライフステージや障がいの状況、ニーズに応じた保健・医療・福祉サービスの充実を図ります。

また、あらゆるバリアを取り除き、障がいのある人に配慮したまちづくりを推進するとともに、ユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備を進めます。

目標像3 自分らしく輝き、活動できるまち

障がいのある子どもや発達に課題のある子どもの個性や能力を最大限に生かすため、発達支援体制を充実し、一人ひとりの個性に応じて、乳幼児期からの一貫した療育・保育・教育を推進します。

また、障がいのある人の就労や社会参加に向けて、関係機関との連携のもと、生活や就労・雇用等における支援体制の充実に努めます。

〔施策の体系〕

| | | |
|-------------------------|---------------------------|---------------------------------------------------------|
| 互いに尊重し 合い、支え合 うまち | 啓発・交流 | ①啓発・交流の促進 ②福祉教育の推進 |
| | 障がい者差別の解 消と権利擁護 | ①障がいを理由とする差別の解消の推進 ②権利擁護・意思決定支援の推進 ③虐待の防止 |
| | 支えあいと担い手 づくり | ①地域福祉活動の推進 ②福祉を支える人材の育成・確保 |
| 安心して暮ら せるまち | 情報取得利用とコミュ ニケーション支援 | ①広報・情報提供の充実 ②意思疎通支援の充実 |
| | 相談支援 | ①相談支援体制の充実 ②相談機能の支援 |
| | 福祉サービス | ①在宅生活の支援 ②日中活動の場の充実 ③生活の場の確保 ④各種制度の活用 |
| | 保健・医療 | ①疾病等の予防・重症化予防 ②地域における医療体制等の充実 ③精神保健福祉に関する体制の充実 |
| | 生活環境 | ①外出しやすいまちづくり ②生活環境の整備・改善 ③防災対策などの充実 |
| 自分らしく輝 き、活動でき るまち | 療育・教育 | ①障がいの早期発見・療育体制の充実 ②障がいのある子どもの子育て支援 ③学校教育における内容の充実 |
| | 雇用・就労 | ①就労支援のための体制づくり ②一般就労への移行の促進 ③一般就労が困難な人の就労支援 |
| | 生涯学習・文化芸 術・スポーツ活動 等 | ①生涯学習・文化芸術活動の場の充実 ②スポーツ活動の推進 ③社会参加の促進 |

4 障害福祉計画・障害児福祉計画

成果目標

| 項 目 | | 令和8年度 (2026年度)目標 |
|--------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|------------------------------------|
| 福祉施設の入所者の地域生活への移行 | 地域生活への移行者数（入所施設からグループホーム、一般住宅等へ移行する人の数） | 5人 |
| | 削減数 | 2人 |
| 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 | 精神病床の1年以上入院患者数 | 48人(府設定) |
| 地域生活支援の充実 | 地域生活支援拠点等の確保 | 1拠点（面的整備） |
| | 効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築 | 構築 |
| | 地域生活支援拠点等における支援の実績等を踏まえた運用状況の検証及び検討の実施回数 | 年1回以上 |
| | 強度行動障がい等を有する者に関する支援ニーズの把握と支援体制の整備 | 支援ニーズの把握 支援体制の整備 |
| 福祉施設から一般就労への移行等 | 年間一般就労移行者数（全体） | 31人 |
| | 年間一般就労移行者数（就労移行支援） | 24人 |
| | 年間一般就労移行者数（就労継続支援A型） | 6人 |
| | 年間一般就労移行者数（就労継続支援B型） | 1人 |
| | 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合 | 60% |
| | 就労定着支援事業の利用者数 | 17人 |
| | 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所の割合 | 25% |
| | 就労継続支援（B型）事業所における平均工賃額 | 17,500円以上 |
| 相談支援体制の充実・強化等 | 基幹相談支援センターの設置 | 設置済 |
| | 基幹相談支援センターにおける地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保 | 体制の確保 |
| | 地域自立支援協議会における体制の確保 | 体制の確保 |
| 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 | サービスの質を向上させるための体制の構築 | 体制の構築 |
| | 報酬請求エラーの多い項目についての注意喚起 | 実施 |
| | 報酬の審査体制の強化等 | 実施 |
| | 指導権限を有する者との協力連携 | 実施 |
| 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び障がい児の地域社会への参加・インクルージョンの推進 | 適正な指導監査等 | 実施 |
| | 重層的な地域支援体制の構築をめざすための児童発達支援センターの設置 | 設置済 |
| | 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築 | 体制の構築 |
| 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 | 障がい児支援の地域社会への参加・包容のための関係機関の協議の場の設置 | 設置済 |
| | 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 | 児童発達支援 4か所 放課後等デイサービス 4か所 |
| 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの設置 | 医療的ケア児支援の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置数 | 設置済 福祉関係 2名 医療関係 2名 |

主な障がい福祉サービス・障がい児通所支援等の見込量

| サービス | 単位 | 令和4年度(2022年度) | 令和8年度(2026年度) |
|-----------------|------|---------------|---------------|
| 居宅介護 | 時間/月 | 4,424時間 | 5,766時間 |
| 重度訪問介護 | 時間/月 | 2,483時間 | 4,144時間 |
| 同行援護 | 時間/月 | 673時間 | 839時間 |
| 短期入所（ショートステイ） | 人日/月 | 260人日 | 511人日 |
| 生活介護 | 人日/月 | 4,204人日 | 4,980人日 |
| 自立訓練（機能訓練・生活訓練） | 人日/月 | 274人日 | 304人日 |
| 就労移行支援 | 人日/月 | 763人日 | 1,070人日 |
| 就労継続支援（A型） | 人日/月 | 1,242人日 | 2,144人日 |
| 就労継続支援（B型） | 人日/月 | 2,655人日 | 3,570人日 |
| 共同生活援助（グループホーム） | 人/月 | 116人 | 169人 |
| 施設入所支援 | 人/月 | 68人 | 66人 |
| 計画相談支援 | 人/月 | 109人 | 263人 |
| 移動支援事業 | 時間/年 | 56,392時間 | 81,450時間 |
| 児童発達支援 | 人日/月 | 1,258人日 | 1,721人日 |
| 放課後等デイサービス | 人日/月 | 2,827人日 | 5,861人日 |
| 障害児相談支援 | 人/月 | 18人 | 80人 |

5 推進体制と進行管理

- 庁内関係各課による情報交換や意見交換に努めるなど、行政各分野間における連携・調整の強化を図り、総合的・効果的な取り組みを推進していきます。
- 障がいのある人やその家族、関係団体、地域住民、相談支援及びサービス事業所、企業・事業者、行政等の役割を明確にしながら、相互の連携強化を図り、地域社会をあげた生活支援体制の確立を図ります。
- 障がい者施策の円滑な推進に向け、国、大阪府、関係機関等との連携を強化するとともに、各種制度の充実や財源の確保などをこれら機関に要請します。
- 計画の進捗状況について、「池田市地域自立支援協議会」へ報告するとともに、幅広い市民意見の把握に努め、施策・事業の一層の推進や計画の見直し、次期計画の策定等に適宜反映していきます。